



1 としょかん しょう しりょう 図書館には、こんな資料があります。

だいかつじほん  
【大活字本】

ちい じ よ かた かつじ おお いんさつ ほん  
小さな字が読みにくい方のために、活字を大きく印刷した本です。

てんじしりょう  
【点字資料】

てんじ か ほん ざっし こうほう  
点字で書かれた本、雑誌や「広報はつかいち」もあります。

しちようかくしりょう  
【視聴覚資料】

おんがく ぶんがく らくご ぶんや シーディー デイジーとしょ ろくおん  
音楽・文学・落語などの分野をCD、カセットテープ、DAISY図書に録音

されたものをそろえています。

2 かんない せつび  
館内の設備について

かくだいどくしよき  
【拡大読書器】

ほん ばい おお たいおう  
本を5.3～39.5倍まで大きくしてみることができます。カラーにも対応

しろくろきりかえ はんてん  
し、白黒切替や反転することもできます。

デイジーとしょろくおんさいせいき  
【DAISY図書録音再生機】

デイジーとしょ き とき かした おこな かしたしほうほう  
DAISY図書を聴く時に使います。貸出しも行っています。貸出方法につ  
いては、カウンターにお問とい合あわせください。

ろうがんきょう ひつだん くるまいす たもくてき そな  
老眼鏡・ルーペ、筆談ボード、車椅子、多目的トイレも備えています。

いりよう かた と あ  
ご入用の方は、カウンターにお問とい合あわせください。

としょかんしょう しゃ りよう  
3 図書館障がい者サービスの利用について

しょう しゃ りよう  
(1) 障がい者サービスを利用することができるのは

はつかいちし きよじゅう つうきん つうがく かた がいとう かた  
廿日市市に居住、通勤、通学する方で次の①～⑥に該当する方です。

しんたいしょうがいしゃふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう さだ  
① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の定めるところにより

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ う もの しょうがいとうきゅう きゅう きゅう  
身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害等級が1級から2級ま  
での方かた

せんしょうびょうしゃとくべつえんごほう しょうわ ほうりつだい ごう さだ  
② 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の定めるところによ

せんしょうびょうしゃてちょう こうふ う もの しょう ていど とくべつこうしょう  
り、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が特別項症  
から第6項症までの方かた

ひろしまけん ち じ こうふ りょういくてちょう ゆう もの とうがいてちょう しょう  
③ 広島県知事が公布する療育手帳を有する者のうち当該手帳の障がい

ていど かた  
の程度が「㊤」又は「A」の方

せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ しょうわ ほうりつだい  
④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123

ごう もと せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う もの しょうがい  
号)に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害  
等級が1級から2級までの方かた

⑤ 病氣療養者・高齢者・身体障がいのため来館が困難な方、又はそれらの介護者

⑥ その他図書館長が適当と認める方

(2) 障がい者サービスの利用するには

このサービスを利用するには、図書館利用カードが必要です。

利用申込みは、①～⑤の事由がわかるものを添えて、来館、文書、電話、ファクシミリ、電子メール等で手続きを行ってください。なお、手続きを代理人の方が行ってもかまいません。

(3) 障がい者サービスの内容

① 対面朗読

視覚に障がいのある方等に朗読、朗読の録音を行います。

・ 朗読等の希望される場合、希望する日の3日前までに日時や朗読希望の資料を予約してください。

・ 朗読時間は開館時間内で1回につき2時間以内です。

・ 録音を希望される場合、朗読を記録する媒体は利用者負担になります。

② 郵送貸出し(郵送貸出しできる点数が令和2年8月から増えました。)

来館して資料を借りることが難しい方に、郵送による貸出しを行います。

・ 郵送貸出しの資料点数は1人につき10冊以内、視聴覚資料は5点以内です。(ただし、図書等の利用が困難な視覚障がい者又は聴覚障

がい者しや かたの方は視聴覚資料しちようかくしりようを1人ひとり15点以内てんい ないで借りることが出来ます。

- ・ 郵送貸出期間ゆうそうかしだき かんは、郵送日数ゆうそうにっすうを含めて3週間以内ふく しゅうかんい ないです。ただし、次に  
予約等よやく などがなく、申し出された場合もう で ばあいは、返却期限日へんきやくきげん びから2週間までを限度しゅうかん げん ど  
に延長えんちようすることもできます。

- ・ 郵送に伴う経費ゆうそう ともな けいひは、①～④に該当する方は図書館が負担が いたう かた としよかん ふたんします。

⑤ないし⑥に該当する方は利用者負担が いたう かた りようしやふたんとなります。

- ・ 詳しいサービス内容くわ ないようにつきましては、図書館にお問といあわせあください。

#### お問い合わせ先

##### 【館名・所在地】

図書館名	所在地	電話番号	FAX
はつかいち市民図書館	廿日市市下平良一丁目 11-1	0829-20-0333	0829-32-7158
はつかいち市民大野図書館	廿日市市大野1328番 地	0829-54-1120	0829-54-1121
はつかいち市民さいき図書 館	廿日市市津田4218番 地	0829-72-1011	0829-72-0466

##### 【ホームページURL】

<http://www.hiroshima-hatsukaichi-lib.jp/>

##### 【Eメールアドレス】

はつかいち市民図書館 info@hiroshima-hatsukaichi-lib.jp  
はつかいち市民大野図書館 info\_oono@hiroshima-hatsukaichi-lib.jp  
はつかいち市民さいき図書館 info\_saiki@hiroshima-hatsukaichi-lib.jp

